

情産委 25-101

平成 25 年 7 月

会員各位

消費税法の改正に伴う適用税率の考え方について

政策委員会財務税制部会
部会長 喜多 昭男

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は当協会事業にご理解ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、昨年 8 月に、改正消費税法(社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律)が公布され、来年 4 月 1 日施行予定です。しかし、本法律では附則第 18 条において消費税率の引上げに当たっては経済状況の好転を条件とする措置が講じられています。このため、現時点においては消費税率が確定しておらず、施行日以後の代金を前受けする一部の情報サービス取引については消費税率の取扱が複数存在しており、実務対応上の混乱が生じています。

そこで、当部会では、本件に係る注意喚起を目的として、別紙のとおり、この消費税率の取扱に関する考え方を整理しました。

つきましては、別紙をご確認いただき、対象取引に係る消費税の実務対応上の参考にしていただければと存じます。

敬具

(別紙)

改正消費税法の適用税率に関する考え方

1. 対象と考えられる取引

時の経過と共に収益を認識する役務提供サービス(資産の貸付を除く)で、改正消費税法の施行期日以降の消費税額分を請求代金と共に前受けする取引。

例. ハードウェアの保守サービス

ソフトウェア(自社製品販売・代理店販売問わず)の保守サービス

2. 考え方

取引先との関係等を考慮し、上記の取引に対する消費税率の考え方を2つ示します。いずれの案も既に会員企業その他で採用されているものです。

【A】

来年4月1日以降分も現行消費税法に基づいて消費税率5%で請求し、消費税率引き上げが確定した後、差額の税額を請求する。

採用のポイント：改正消費税法は来年3月31日までは施行されていない。

採用上の課題：・消費税の受払の実務が二度手間となるほか、代金が少額の場合、差額分の処理も少額となるため、事務的に煩雑。

・消費税差額分の請求モレや取引先が差額分の支払いに対応しない可能性がある。

採用時の留意点：請求書には、トラブルを避けるために税率引き上げ後の差額分を請求する旨を記載しておくべき。

【B】

来年4月1日以降分は消費税率8%で請求し、消費税率が据え置かれた場合は、差額の返金を行う。

採用のポイント：改正消費税法は税率を引き上げて実施される可能性が高いとみられる。事務が二度手間とならずに済み、実務上は合理的といえる。

採用上の課題：改正消費税法は施行されていない。

採用時の留意点：最近では採用されている企業は少ないと見られる。

以上

(参考)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律(平成二十四年八月二十二日法律第六十八号)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第七条の規定並びに附則第十八条の規定 公布の日

(消費税率の引上げに当たっての措置)

第十八条 消費税率の引上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、平成二十三年度から平成三十二年度までの平均において名目の経済成長率で三パーセント程度かつ実質の経済成長率で二パーセント程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる。

2 この法律の公布後、消費税率の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、第二条及び第三条に規定する消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、前項の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。

[国税庁「消費税法改正のお知らせ」](#)

※改正消費税法の概要が紹介されているほか、本年9月30日までに締結した請負契約に基づくソフトウェア開発で、来年4月1日以後に引き渡す成果物については、改正前税率(5%)が適用される経過措置の説明があります。

[国税庁消費税室「平成26年4月1日以降に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ&A」](#)

●財務税制部会 部会委員会社

(社名五十音順)

I Tホールディングス(株)

新日鉄住金ソリューションズ(株)

(株)アイネス

(株)電通国際情報サービス

伊藤忠テクノソリューションズ(株)

日本電子計算(株)

S C S K(株)

(株)野村総合研究所

(株)NTTデータ

●本件問い合わせ先

企画調査部 田中 ttanaka@jisa.or.jp TEL : 03-6214-1121